

## 第 6 次山形県教育振興計画（後期計画）検討委員会設置要綱

## （設置）

第 1 条 第 6 次山形県教育振興計画（後期計画）の策定にあたり本県教育が進むべき方向やその実現に必要な施策について、広く県民から意見を聞くため、第 6 次山形県教育振興計画（後期計画）検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

## （設置期間）

第 2 条 検討委員会の設置期間は、平成 30 年 12 月 20 日から平成 32 年 3 月 31 日までとする。

## （委員）

第 3 条 検討委員会は、県内各層の有識者 15 人以内の委員で構成する。

2 委員の任期は、前条の期間とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## （委員長及び副委員長）

第 4 条 検討委員会に、委員長及び副委員長各 1 名を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員長の指名する委員をもってあてる。

3 委員長は、会議の議長となる。

4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を行う。

## （会議）

第 5 条 検討委員会の招集は、教育長が行う。

2 検討委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

3 委員長が必要と認めたときは、検討委員会に委員以外の者を招き、意見や説明を求めることができる。

## （庶務）

第 6 条 検討委員会の庶務は、教育庁総務課において処理する。

## （教育委員）

第 7 条 山形県教育委員は、検討委員会に出席し、意見を述べることができる。

(その他)

第8条 その他、検討委員会の運営に関し必要な事項は、検討委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成30年12月20日から施行する。